高齢者保健福祉計画ワーキンググループ	
第１回（R5.8.24）	資料２

第９期京都市民長寿すこやかプランについて

① 京都市民長寿すこやかプランについて

② 第９期プランの策定に当たっての考え方

③ 第９期プランの計画体系

① 京都市民長寿すこやかプランについて

１ 策定の目的について

本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として、老人福祉法に策定が規定されている「高齢者保健福祉計画」と介護保険法に策定が規定されている「介護保険事業計画」の２つの計画に加え、第９期プランでは新たに「認知症施策推進計画」及び「成年後見制度利用促進計画」を一体的に策定するもの

2 策定における法的根拠①

⑴ 高齢者保健福祉計画

老人福祉法第２０条の８により、市町村における策定が義務付けられているもので、元気な高齢者への健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者への生活支援をはじめ、寝たきりや認知症、要介護状態になることを予防するサービスの提供、さらには要介護高齢者への介護サービスの提供など、本市に暮らす高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくりなどについて定めることとされています。

⑵ 介護保険事業計画

介護保険法第１１７条により、市町村による策定が義務付けられているもので、地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事項等について定めることとされています。

2 策定における法的根拠②

⑶ 認知症施策推進計画

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第１３条により、市町村における策定が努力義務（※）とされているもので、認知症の人及び家族等から意見を聴いたうえで、各市町村の実情に即した認知症施策を定めることとされています。

※ 認知症基本法では、市町村は国が策定する「認知症基本計画」を基本として「市町村認知症施策推進計画」を策定するよう努めなければならないとされていますが、法の施行日は現時点で未定であり、国において「認知症基本計画」が策定されていないため、本プランで策定する「京都市認知症施策推進計画」については、本市独自に策定するものです。

⑷ 成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第１４条第１項により、市町村における策定が努力義務とされているもので、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めることとされています。

①　京都市民長寿すこやかプランについて

3　位置付け

○　本市では、２１世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想である「京都市基本構想」（２００１年から２５年間）の具体化のため、「はばたけ未来へ！　京プラン2025（京都市基本計画）」（２０２１年から５年間）を策定し、誰一人取り残さない（持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ））社会、レジリエンス（しなやかな回復力）のある社会の実現に向けて取り組んでいます。

○　「京都市民長寿すこやかプラン」は、この基本計画に基づく分野別計画の一つであり、関連する各分野別計画（京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン（仮称）、京(みやこ)・地域福祉推進指針等）との十分な連携の下に、地域包括ケアシステムの深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて、同プランに掲げた取組を推進していくこととしています。

○　なお、「京都市基本構想」及び「京都市基本計画」については、２０２５年末に終期を迎えるため、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「基本構想」を含む「次期京都市総合計画」の在り方を検討しているところです。

②　第９期プラン策定に当たっての考え方

1　計画期間

○　第９期プランの計画期間は、令和６年度から令和８年度（２０２４～２０２６年度）までの３年間です。

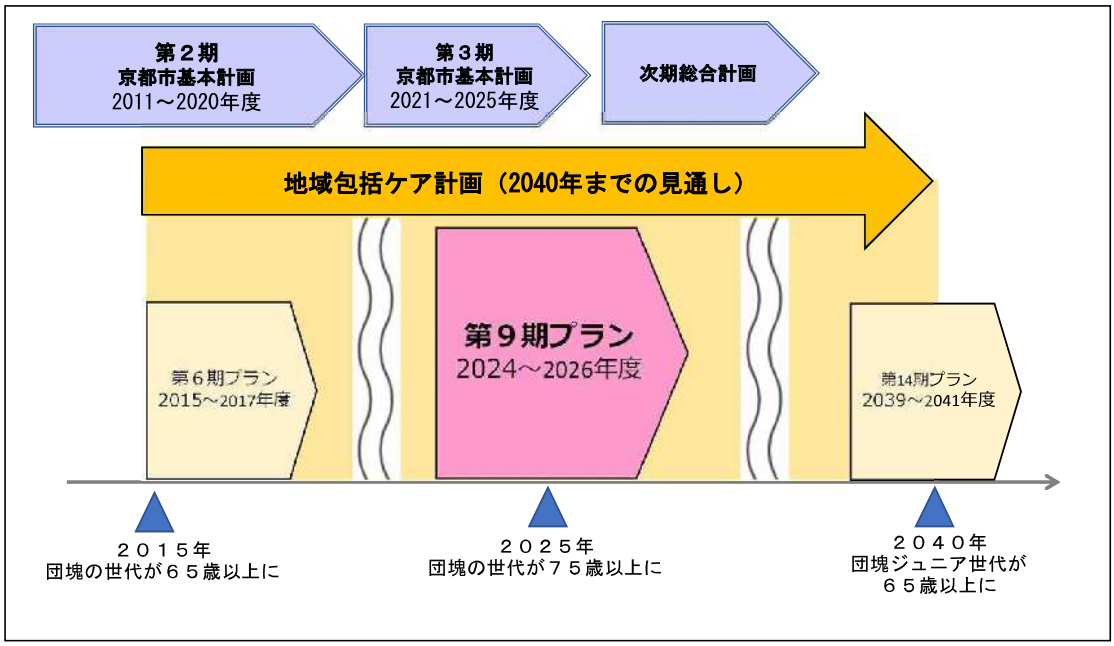

②　第９期プラン策定に当たっての考え方

２　高齢者を取り巻く状況①

○　京都市の人口・高齢化率の推移【推計】

	人口	高齢化率	後期高齢者率
２０２２年	1,３８７,３５６人	２８.４％	１５.８％
２０２５年	1,３６５,６８６人	２８.７％	１７.４％
２０４０年	1,２０８,８３８人	３３.４％	１８.０％

○　要支援・要介護認定者数・認定率の推移【推計】

	認定者数	認定率
２０２２年	９６,８９３人	２４.２％
２０２５年	１００,２４０人	２５.２％
２０４０年	１０５,２３２人	２５.８％

②　第９期プラン策定に当たっての考え方

２　高齢者を取り巻く状況②

○　認知症高齢者数の推移

	２０２０年（令和２年）	２０２５年（令和７年）	２０４０年（令和２２年）
京都市	７万５千人	８万８千人	１１万５千人

資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（２０１４年度厚生労働科学特別研究事業）」による高齢者の年齢別認知症有病率に基づく試算

○　ひとり暮らし高齢者世帯数の推移

	２０２０年（令和２年）	２０２５年（令和７年）	２０４０年（令和２２年）
京都市	９万５千世帯	１０万４千世帯	１０万７千世帯

②　第９期プラン策定に当たっての考え方

３　地域包括ケアの姿（第７期プラン～）①

○　「京都市民長寿すこやかプラン」は、第６期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が７５歳以上の後期高齢者となる２０２５年を見据え、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてきました。

○　第９期プラン中には２０２５年に到達することから、第９期プランでは、「団塊のジュニア世代」が６５歳以上の高齢者となり、高齢者人口がピークを迎えるとともに、生産年齢人口が急速に減少していく２０４０年を見据えたプランとして策定します。

○　今後２０４０年に向けて、人口動態や技術革新等、様々な要因で、高齢者を取り巻く環境は変わりゆくものと考えられますが、目指すべき「地域包括ケアの姿」（次頁参照）は引き続き維持し、更に「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。

②　第９期プラン策定に当たっての考え方

３　地域包括ケアの姿（第７期プラン～）②

Ⅰ　市民一人ひとりが、若いときから健康づくりの習慣を持ち、高齢期になっても介護予防に主体的に取り組み、趣味や特技等を通じて地域社会と積極的に交流している。

Ⅱ　高齢者をはじめとした地域住民が、地域での様々な活動の担い手として活躍し、高齢者や子ども・若者への支援など、地域の実情に応じた地域の支え合いの仕組みづくりができている。

Ⅲ　地域において、高齢者の生活のニーズにあった住まいが提供されるとともに、適切な介護サービスの利用により、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができている。

Ⅳ　医療と介護をはじめとする多職種や地域住民、ＮＰＯ等との協働により、医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができている。

４ 第６期プラン以降の地域包括ケアシステムの構築状況①

○ 「京都市民長寿すこやかプラン」は、「第６期プラン」から「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が７５歳以上の後期高齢者となる２０２５年を見据え、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてきました

○ ２０２３年度時点における構築状況は、次のとおりです。

	2014年度 （第5期プラン最終年度）	2023年度 （第8期プラン最終年度）
高齢 サポート	・地域包括支援センター61箇所	・地域包括支援センター61箇所
介護	・特別養護老人ホーム5,552人分 ・認知症高齢者グループホーム1,707人分 ・介護専用型特定施設1,110人分 ・小規模多機能型居宅介護72箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護5箇所	・特別養護老人ホーム7,133人分 ・認知症高齢者グループホーム2,627人分 ・介護専用型特定施設2,772人分 ・小規模多機能型居宅介護93箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護21箇所 ※R5.7.31時点の見込数。

② 第９期プラン策定に当たっての考え方

４ 第６期プラン以降の地域包括ケアシステムの構築状況②

	2014年度 （第5期プラン最終年度）	2023年度 （第8期プラン最終年度）
医療		・在宅医療・介護連携支援センター8箇所 【2017年度～】
予防	・地域介護予防推進センター12箇所	・地域介護予防推進センター12箇所 ・短期集中運動型デイサービス創設 【2017年度～】 ・介護予防ケアマネジメント支援会議の実施 【2017年度～】 ・地域包括支援センターの事例検討会に対するリハビリ専門職派遣事業【2019年度～】 ・移動支援型ヘルプサービス創設 【2022年度～】 ・地域介護予防推進センターによるフレイル対策支援事業の実施【2022年度～】

②　第９期プラン策定に当たっての考え方

4　第６期プラン以降の地域包括ケアシステムの構築状況③

	2014年度 （第5期プラン最終年度）	2023年度 （第8期プラン最終年度）
生活支援		・地域支え合い活動創出コーディネーター13人 （統括コーディネーターを含む。） 【2016年度～】 ・支え合い型ヘルプサービス創設 【2017年度～】
認知症・ 権利擁護支援	・成年後見支援センター1箇所	・成年後見支援センター1箇所 ・認知症初期集中支援チーム8チーム 【2016年度～】 ・認知症疾患医療センター1箇所 【2018年度～】 ・認知症サポーター活動促進事業 【2021年度～】
居住支援	・京都市居住支援協議会設置 ・高齢者住まい・生活支援事業 【2014年度モデル事業開始～】	・京都市居住支援協議会設置 ・高齢者住まい・生活支援事業 【2017年度～本格始動】 ・居住支援法人24法人（令和5年7月末時点）

②　第９期プラン策定に当たっての考え方

5　コロナ禍からの回復①

○　令和４年度に高齢者を対象に実施した「すこやかアンケート」では、主観的健康観や手段的自立度（ＩＡＤＬ）について悪化の傾向が見られました。

○　コロナ禍による外出や「通いの場」などの集団活動に対する参加の自粛などが原因の一つと考えられます。

【すこやかアンケート調査結果（令和４年度実施）】

内容	令和４年度	平成３１年度	増減
昨年と比べて外出の回数が減っている方の割合	３８．２％	２８．０％	１０．２ｐｔ
通いの場へ参加していない方の割合	６８．６％	５６．２％	１２．４ｐｔ
75歳以上84歳以下の方の主観的健康観（現在の健康状態）について「よい」と回答している方の割合	７１．０％	７３．３％	△２．３ｐｔ
75歳以上84歳以下の要介護認定を受けていない方のうち、手段的自立度（IADL）の評価が低下者とされた方の割合	１２．２％	９．４％	２．８ｐｔ

5 コロナ禍からの回復②

○ こうした中、令和５年５月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類に移行したことも踏まえ、あらゆる感染症の感染防止に配慮しつつ、介護予防活動の再開や参加促進を図るため、地域住民や医療、介護をはじめとする関係団体と行政が一体となって、介護予防・健康づくりの取組を積極的に進めていきます。

○ 第９期プランにおいては、こうした考えの下、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる地域包括ケアシステム及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進するために、次の課題意識を持ち、市民の皆様や関係団体との協働により取組を進めます。

6 課題と方向性①

高齢者を取り巻く状況や地域包括ケアの姿を踏まえ、６つの取り組むべき課題と方向性を設定

Ⅰ 健康長寿と地域包括ケアの推進（総論）

高齢期を迎えても地域の担い手・社会の支え手として活躍できる「健康長寿」のまちづくりと医療・介護・生活支援等のサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケア」の深化・推進に取り組み、これらの取組が、コロナ禍の中で培われた新たな工夫やＩＣＴの活用等も図りながら実践されるよう努めていきます。

Ⅱ 高齢者が健康でいきいきと活躍できる環境づくり

健康長寿サロンや介護予防自主グループ等、地域に根差した多様な「通いの場」について、あらゆる感染症への感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加促進に向けて取組を一層推進するとともに、市民ぐるみで健康づくりの取組が進むよう普及啓発を行い、継続的な健康づくり・介護予防につなげます。

②　第９期プラン策定に当たっての考え方

6　課題と方向性②

Ⅲ　支援を必要とする高齢者等が自分らしく暮らすための支援の充実

高齢サポートが地域支援の中核機関としての役割を一層発揮するとともに、地域の関係機関が連携して、「8050問題」、「孤独・孤立」等の複雑・複合的な課題を抱える方々への重層的な支援、さらに、地域支え合い活動創出コーディネーターの活動を通じた買物支援や高齢者の日常生活に関わる地域ニーズへの対応など、要援護高齢者等への支援に取り組んでいきます。

Ⅳ　住まいや医療・介護サービス等の充実

在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて、多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組むとともに、２４時間対応型の在宅サービスや、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの整備等を進めることで、学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」をより一層深化・推進していきます。また、ヤングケアラー、ダブルケアなどの複合的な課題を抱えた方も含めた家族介護者の支援を推進します。

②　第９期プラン策定に当たっての考え方

6　課題と方向性③

Ⅴ　高齢者介護・保健福祉施策の持続可能性の確保

高齢者人口がピークを迎え、介護サービスの需要がさらに高まることが見込まれている一方で、生産年齢人口が急速に減少し、担い手不足が深刻な課題となる２０４０年を見据え、介護のしごとの魅力発信や、ICTの活用等による介護現場の生産性向上、外国人労働者をはじめとする介護の担い手の裾野拡大等に取り組み、高齢者介護・保健福祉施策の持続可能性を確保していきます。

Ⅵ　認知症の方を含む高齢者にやさしいまちづくり

今後も認知症の人の増加が見込まれる中、認知症についての正しい理解を深め、早期発見・早期対応を促進し、認知症になっても住み慣れた地域でできるだけ長く暮らし続けられる共生のまちづくりを進めるため、市民意識の醸成や、支援ネットワークの強化等に一層取り組むとともに、高齢者の権利擁護の取組を推進していきます。

③　第９期プランの計画体系

1　計画体系

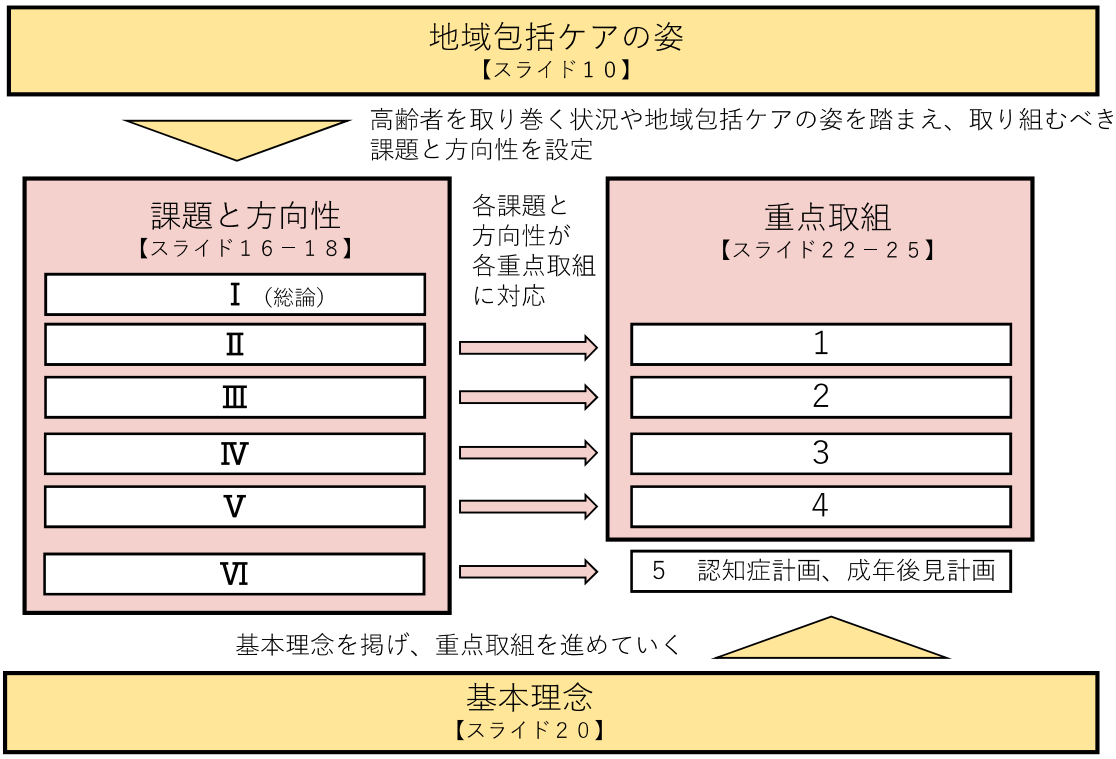

③　第９期プランの計画体系

2　基本理念・重点取組

【基本理念】　「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて設定した第６期プラン以降の基本理念を継承します。

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくる

【重点取組】　基本理念の基に、次の４つの重点取組を掲げ、施策・事業を総合的に推進します。

1　健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

⇒【課題と方向性Ⅱ】「高齢者が健康でいきいきと活躍できる環境づくり」に対応

2　地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

⇒【課題と方向性Ⅲ】「支援を必要とする高齢者等が自分らしく暮らすための支援の充実」に対応

3　住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス等の充実と住まい環境の確保

⇒【課題と方向性Ⅳ】「住まいや医療・介護サービス等の充実」に対応

4　介護等の担い手確保・定着及び育成をはじめとする介護サービス等を持続していくための取組の推進

⇒【課題と方向性Ⅴ】高齢者介護・保健福祉施策の持続可能性の確保

③　第９期プランの計画体系

３　基本理念・認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画

【基本理念】　「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて設定した第６期プラン以降の基本理念を継承します。

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくる

【認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画】

５　地域ぐるみで認知症の方と家族を支えるまちづくりと権利擁護の推進

⇒【課題と方向性Ⅵ】「認知症の方を含む高齢者にやさしいまちづくり」に対応

③　第９期プランの計画体系

４　重点取組①

１　健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進
①　健康づくり・介護予防の取組の推進
②　就労支援と社会参加の推進

○　地域に根差した多様な「通いの場」について、あらゆる感染症への感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加促進に向けて取組を一層推進するとともに、市民ぐるみで健康づくりの取組が進むよう普及啓発を行い、継続的な健康づくり・介護予防につなげます。
○　多職種連携によるケアマネジメント支援の充実により、質の高いケアマネジメントを確保し、介護予防、自立支援及び重度化防止につなげます。

（主な施策・事業）
☑　地域における身近な通いの場の拡充に向けた、立ち上げ支援、運営支援及び情報発信の推進【継続事業】
☑　多職種連携によるケアマネジメント支援の充実【充実事業】
☑　「プラスせんぽ」等の市民ぐるみ運動の分かりやすいテーマの普及推進【充実事業】

③　第９期プランの計画体系

4　重点取組②

2　地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進
- ①　地域での支援ネットワークの強化
- ②　地域で支え合う体制の構築と意識の共有
- ③　認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり

○　「8050問題」、「孤独・孤立」等の複雑・複合的な課題を抱える方への重層的な支援も含め、様々な要援護高齢者等を必要な支援につなげていきます。
○　地域支え合い活動創出コーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議等により、買い物支援等の生活支援サービスの創出に向けた取組を進めます。

（主な施策・事業）

☑　孤独・孤立対策の取組の推進【継続事業】
☑　８０５０問題を含む全年齢を対象としたひきこもり支援体制の推進【継続事業】
☑　地域支え合い活動創出コーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議等による、多様な主体との連携に基づく地域特性等に応じた生活支援サービスの創出【継続事業】

③　第９期プランの計画体系

4　重点取組③

3　住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス等の充実と住まい環境の確保
- ①　介護サービスの充実
- ②　医療と介護の連携強化
- ③　安心して暮らせる住まい環境の確保

○　在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて、多職種による在宅医療・介護の提供体制強化に取り組みます。
○　２４時間対応型の在宅サービスや、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの整備等、引き続きできるだけ身近な地域での介護サービス基盤整備を進めます。
○　ヤングケアラー、ダブルケアなどの複合的な課題を抱えた方も含めた家族介護者の支援を推進します。

（主な施策・事業）

☑　在宅医療・介護連携支援センターの活動を通じた多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築推進【継続事業】
☑　できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護等の２４時間対応型の在宅サービスの設置を促進【継続事業】
☑　ヤングケアラー、ダブルケアなど複合的な課題を抱えた方も含めた家族介護者支援の推進【継続事業】

③　第９期プランの計画体系

4　重点取組④

4　介護等の担い手の確保・定着及び育成をはじめとする介護サービス等を持続していくための取組の推進
①　介護等の担い手の確保・定着及び育成
②　介護保険事業の円滑な運営・介護サービスの質的向上

○　若年人口の減少に伴う担い手不足に対応するため、京都府や京都府福祉人材・研修センター、関係団体等との連携による、介護のしごとの魅力発信や、ICTの活用等による介護現場の生産性向上、外国人労働者をはじめとする介護の担い手の裾野拡大等に取り組み、介護サービス等の持続可能性を確保していきます。

（主な施策・事業）

☑　中学校家庭科授業における高齢者介護に関する研究事業の実施等、介護職場の魅力発信や介護職員の社会的評価を高める取組の推進【継続事業】
☑　介護現場におけるキャリア・専門性に応じた業務の切り分けや、ＩＣＴ・介護ロボット普及等による効率化・負担軽減の促進【継続事業】
☑　高齢者施設等への外国人介護職員の受入円滑化の促進【継続事業】

③　第９期プランの計画体系

5　認知症施策推進計画・成年後見利用促進計画①

1　認知症施策推進計画
①認知症についての正しい理解の促進
②認知症の人の社会参加の促進
③認知症の人と家族を支える地域の支援体制の整備

○　認知症になってもできることを活かし、できなくなってきたことは周囲の支えを得ながら、地域コミュニティの一員として、住み慣れた地域でできるだけ長く自分らしい暮らしを続けることができるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症についての正しい理解の促進、認知症の早期発見・早期対応や社会参加の促進、地域の支援体制の強化等に取り組み、ともに支え合う共生のまちづくりを目指します。

（主な施策・事業）

☑　小・中学校や企業、交通機関等における認知症サポーター養成講座の実施【充実事業】
☑　本人・家族に寄り添った相談支援や本人・家族の交流の場の充実【充実事業】
☑　認知症の人・家族が安心して外出できる環境を作るための見守り支援の推進【継続事業】
☑　認知症の人・家族の支援ニーズと認知症サポーターをはじめとした支援者を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の推進【継続事業】
☑　認知症初期集中支援チームなどによる認知症の初期段階での対応【継続事業】
☑　状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護・福祉の連携強化による地域のネットワーク化の推進【継続事業】

5　認知症施策推進計画・成年後見利用促進計画②

2　成年後見制度利用促進計画
- ①　成年後見制度の更なる周知
- ②　日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行
- ③　京都市長申立時の候補者推薦に係る仕組みづくり
- ④　市民後見人の担い手育成及び担い手が活躍できる仕組みづくり
- ⑤　地域連携ネットワークづくり
- ⑥　意思決定支援の取組

○　認知症高齢者や障害のある方が、人としての尊厳を損なわれることなく、その人らしく生活を続けていくことを支援する、成年後見制度の更なる利用を促進します。

（主な施策・事業）

☑　成年後見制度やその手続の周知と任意後見制度の利用促進【充実事業】
☑　日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行の促進【充実事業】
☑　支援チームにおける市長申立時の専門職後見人候補者推薦の仕組みづくりの検討【充実事業】
☑　権利擁護支援がよりスムーズになるような成年後見制度の周知・啓発や、相互連携の促進、事例の共有【継続事業】
☑　上記の取組を通じた意思決定支援の取組【継続事業】